【委員４意見書】

２０１５．６．３

平成２７年度第１回大阪府障がい者施策推進協議会差別解消部会にあたって

昨年９月、当部会では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定を踏まえた大阪府における障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みについて、提言を行いました。具体的には、障がいを理由とする差別の内容や望ましい合理的配慮の内容をわかりやすく示し、府民共通の物差しとなる「ガイドラインの策定」と、障がいを理由とする差別に関する「相談、紛争の防止・解決の体制整備」のあり方について、当部会で議論を重ね、府への提言として報告書をとりまとめました。

その提言をうけて、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」が策定されました。当ガイドラインは、何が差別に当たるのか、合理的配慮としてどのような措置が望ましいのかなどについて基本的な考え方や具体的な事例等が記載されており、差別についての基本的な考え方がわかりやすく示され、より具体的なイメージがもてるよう差別や望ましい合理的配慮の具体的な事例も盛り込まれています。

ただ、当ガイドラインは、現時点では規範性を持っているわけではありません。そのため、相談等の際に、これに違反しているからといって強く言えません。しかし、真に障がいを理由とする差別の解消を実現するためには、条例等を根拠とする実効性あるガイドラインとすべきです。事業者としても、条例により内容が明確化されている方が、利用者への対応がしやすいと思われます。そのために、いまこそ条例が必要です。

なお、ガイドラインが条例により規範性を持ったからといって、それによって、裁判が多発するとか、罰金が科されるというものでもありません。発達障がいのある児童が、小学校に入学した直後、合理的配慮を提供されなかったことが原因で不登校になった事例がありました。結局、裁判となり損害賠償が認められましたが、判決が出たのは、同児童が小学校５年生のときでした。その間、同児童は学校に行けませんでした。また、判決が出たからといって、その後学校に行けるようになるというものでもありません。同児童に必要だったことは、５年後に賠償金を得ることよりも、できるだけ早く、同児童が学校に行けるような合理的配慮が提供されることでした。そのために、同児童にとって望ましい合理的配慮とは何なのかを相談し、話し合える場、すなわち、紛争解決の仕組みだったのです。また、その影響の大きさを考えると、起こってしまったあとでは取り返しのつかないことも多いので、できれば紛争が起きないよう、起きても大きくならないよう、紛争を防止する仕組みがあればもっと良かったと思われます。そういった仕組みによって互いの理解やちょっとしたきづきが得られていれば、同児童は不登校にならず、小学校生活を友人とともに過ごすことができたかもしれません。このように、差別の解消のためには、相談、紛争の防止・解決の体制整備がなにより重要です

当部会は提言の中で、「相談、紛争の防止・解決の体制整備」の在り方についても言及しました。法は、既存の組織を活用するとするのみで、具体的な相談、紛争・解決の体制整備を何ら定めていません。しかし、実際に差別を解消するためには、紛争の解決機関を設置したり、知事等に調査権限や公表の権限を設けることがなにより重要であることはすでに述べたとおりです。そのために、知事等に対してそれを可能とする権限を与える必要があり、その根拠として条例が必要となってきます。障害者差別解消法の不十分さを補完して、ガイドラインを明確にする、あるいは、既存の相談機関では対応できない紛争を解決する機関を作ることは、条例がないとできないことです。

したがって、今後は、条例制定に向けて、当部会でより実践的な議論がなされることを強く期待します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上